

中世曹洞宗切紙の分類試論（一十三） ——吉凶・ト占関係を中心として——

石川力山

一 はじめに

この稿の最終回の課題として、「吉凶・ト占」関係の切紙をまとめて取り上げたい。

ここで取り上げる吉凶・ト占という課題は、広く言えば中世社会における陰陽道的諸習慣の反映として位置付けられる内容を含む切紙の検討ということになるが、「吉凶・ト占関係」と名付けたのは、本稿の連載の初めに、切紙をその内容から分類する根拠となつた、岐阜県竜泰寺所蔵の切紙の参話集『仏家一大事夜話』に、「吉方勧請參」「惡日連續參」という二種の参が含まれており、この二種によって項目を立てたことによる。その参とは、

△吉方勧請參、死人ヲ送ル時、惡處ヲ善處ト作シ羊ヲ、作一円相、師、ソコニ句ヲ、十方仏土中、師云、何トテ、云、迷カ故ニ三界城、悟故十方空、本来無東西、何處有南北、師云、畢

竟ヲ、以大円覺為我伽藍——性智、師云、猶モ子細ニ、十方薄伽梵、一路涅槃門、

△惡日連續參、師云、惡日連續之時、展縮シ羊ヲ、作一円相、師云、五位テハトコニ当ツタソ、兼中到テ走、着語ヲ、云、今時日用、混沌未分、展惡縮善、中間始日々大極、日々大極、

というものである。そして、この参の前提となる切紙の本文として、「吉方勧請」「惡日連續」の二種の切紙が前提されていることが推定できるが、しかし、この種の名が冠せられた切紙は今のところ見出し得ないでいる。前者「吉方勧請參」については、恐らく後述する「産流切紙」に関係するかとも思われるが、後者については比定可能な切紙は見当らない。いずれにしても最初のもくろみとしては、吉凶・ト占関係の切紙も少なからず発見できるであろうことを見越して分類項目を立てたが、意外にも指定項目に直接該当する切紙は殆んど見当らなかつた。

一方、平安末以来、宫廷や遺族社会をはじめとして、広凡な社会の各層に、タブー（禁忌）などを通して強固に根付いた陰陽道的諸要素は、これまで紹介し取り上げてきた切紙類に随所に見出されるという事実も確認することができた。したがって、これから紹介する切紙類も、「吉凶・ト占」の関係切紙という限定的なものではなく、広い意味での陰陽道関係の切紙、乃至は中世陰陽道の影響下に、内容的にこれを反映させて成立している切紙類という意味に範囲を拡大させ、

既に紹介済みの切紙についても、改めてこうした角度から位置付けし直して本稿の中で取り上げるという、従来の方針に若干の変更があつたことをまずお断りしておきたい。

ところで、「陰陽道」というのは、古代中国に発生した「陰陽思想」や「五行思想」に基づき、占法によつて四季の変遷や方位などを確定し、国家や社会、さらには個人の運命的事由に関わる事柄にさまざまな提言をなしてきた、公私にわたる吉凶禍福についての方術のことである。その際、伝統的な天文の観察なども踏まえ、地理や暦数に関わる提言もなしてきたこともある。歴代皇帝が等しく関心を寄せるという歴史も一方では有していた。

日本でも、大和朝廷確立期よりすでに陰陽道によつて、元号をはじめとするさまざまな政策決定がなされ、また日月や十干十二支の運行配当を考慮した祭祀作法も行われていた。

律令体制下では陰陽寮も設けられ、天文密奏・造暦・報時・ト筮などが扱われて、所謂「宫廷陰陽道」として確立するに至つた。

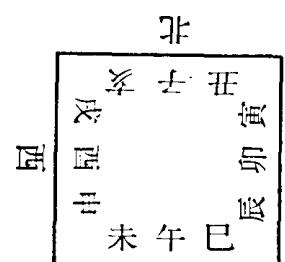
他方、平安末期以降、宿曜道（密教）との習合も見られるようになり、種々の禁忌は広く巷間にも伝えられています大衆化民俗化の一途をたどり、民衆生活の隅々にまでその影響は及ぶことになった。⁽²⁾

中世期に成立した曹洞宗の切紙資料が、多くの民俗的民間信仰的諸要素を大胆に導入することにより地方展開を可能にした教団の歴史を如実に反映していることは、これまでしばしば指摘してきたが、このような民俗化した陰陽道は、個別の切紙として成立したというより、むしろ個々の切紙の中に不可分に取り込まれることにより、神仏習合思潮とともに抜き難い要素として思想的発展をも遂げることになった。

陰陽道による禁忌として極端に迷信化した事例として、「金神」の存する方角に関する問題があるが、以下、この金神関係の切紙をはじめとして、陰陽道の思想的根柢としての陰陽五行説や八卦の援用による宗旨の説明の事例、民俗化した陰陽道が作り出した呪符としての「鵠」等に關係する切紙などについて、前述のようにすでに紹介済みのものの再録もあるが、若干のコメントを付しながら紹介していくことにす

一 「金神」の方位関係切紙

『仏家一大事夜話』に収録された「吉方勧請參」の本文となる切紙がいかなるものであつたかについては、まだ確かな根拠を呈示し得るに至っていないが、方位に関するという観点から推察するなら、「金神の方角」に関する切紙が考えられる。たとえば三重県広泰寺所蔵「産流切紙（一名、産流之大事）」は、



(三重県広泰寺所蔵)

というものであり、今日でいう死産による母子の死に際して、護符を用いて厄災の及ぶことに対処し、さらに死体の処理に関わる遺体搬出に際して、人に災いをもたらすと考えられた金神の存在する方角には特別の注意が払われたことを物語っている。金神の厄災については、代表的な陰陽道書の『簠簋内伝』卷一「五、金神七殺方」には、

甲己歳午未申酉方 乙庚歳辰巳戌亥方

戊癸歳子丑申酉方

丁壬歳寅卯戌亥方

丙辛歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

丙午歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

乙未歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

甲子歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

丙午歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

乙卯歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

丙戌歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

乙未歳子丑寅卯方 丁壬歳寅卯戌亥方

金神ノ見ル次等
甲己年 午未申酉ノ方ニアリ
丙辛年 戸卯子午丑未ニアリ
乙庚年 辰巳戌亥ノ方（ニ）アリ

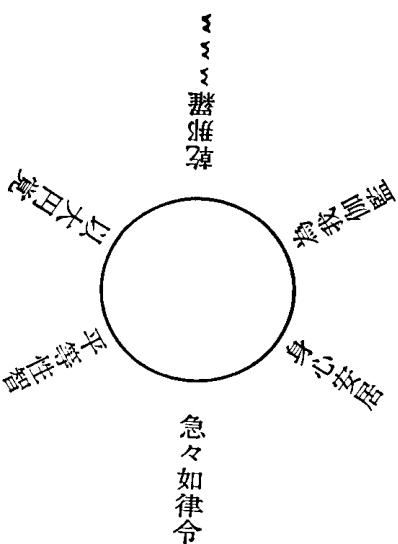
とあるよう(3)に、特に恐れられた。この金神は太白星の精とされ、陰陽道では八將神以外の中でも最も強力な方位の神で、出行や建築・土木工事などをこの方角に向って起してはならないとされるものであるが、特に干支によつてその所在の方向が変るので、「金神ノ見ル次第」として重視されたのである。この観念にもとづいて、人の死に際して墓所の地を定める場合にも、当然金神の方角に留意されたのであり、次に見るよう、「廟移」に際しても「金神方」は当然避けられた。小田原市香林寺所蔵、元和五年（一六一九）所伝のものを掲げておく。

于時元和五年（一六一九）正月吉日

沙門鷺道
沙門玄国

（端裏）^{（廟）}
病移之指図也

（神奈川県香林寺所蔵）



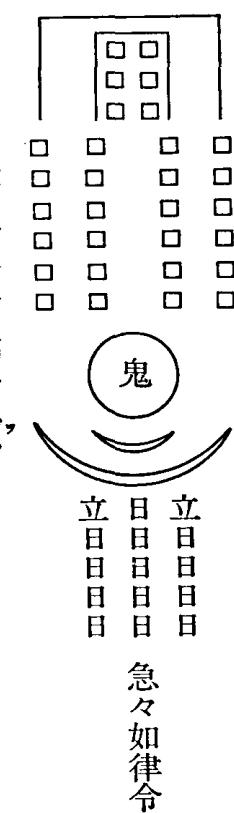
ここでは墓所の移動の儀礼が中心で、金神の方角決定のための部分は併記されていないが、「産流切紙」に付された方位表のようなものが前提されていることは当然である。

ここで「産流切紙」に関連して言及しておきたいことは、すでに紹介済の切紙であるが、懷妊中の孕婦が懷胎したまま死んだ場合、これは一種の異常死と見なされ、特別の儀礼的手段を経て、子供の性別も判断した上で葬らないと災がもたらされるという信仰があり、これに対処するためのさまざまな切紙が準備されていたことである。そのいくつかをここに再録しておく。

埋、亦此円相ヲバ本ノ墓ニ可置ク、廣移時キ、先祖ノ廟在レバ
如是可レ移、先祖ノ位イヲチガエ不、次第々ニ上ニボセテ、
其ノ下ニ今マノ廟ヲ立ル也、是レ周之世ノ時ヨリ始ル也、周ノ
時僖公文紹子、穆ノ位ヲチカエテ僖公ノ廟ヲ上ニ立ル所テ、周
ノ世乱ル、ナリ、亦廟ヲ出ス時キ土ノ方ニ土輪石塔ヲ出スナ
リ、落處ワ何ノ方成トモ大夏無シ、亦新キ墓ヲ立ルニ、河ワ石
七ツニ瓦デ死人ノ字ヲ書シテ洗マイト錢トヲ袋ニ入、墓ヲ納ム
ルヘ、畢竟心身亦平等性知ナリ

^{（廟）}
病移時、先祖廟所無、金神方、惑死人可、出方見テ吉キ方ノ地
ヲ取テ移スベシ、其ノ后チ前ノ墓ノ下ニワ、經陀羅尼ヲ書テ可、

（端裏）度懷胎亡者切紙
度懷胎亡者切紙



仏智劍

驀然踏著自家底、

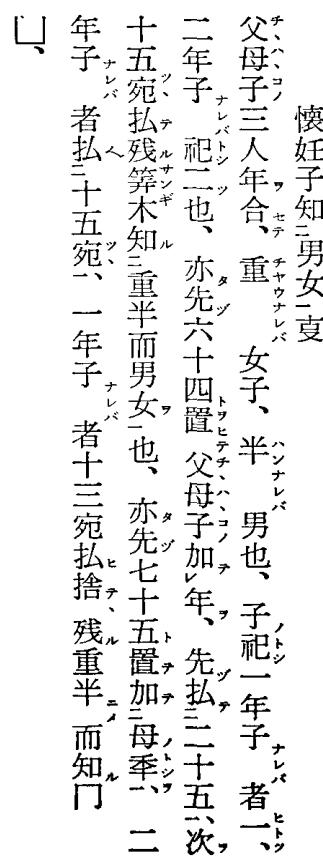
書此符含亡者之中、而沐浴入棺之後入自他不無心無
念之禪定而修如幻三昧之看經、拈提不移寸步之兩句、而
折東指桃枝打棺一下、震威一喝則在棺中產生也、○雖
云在棺中產生、然莫管其產出不產出、只修右法儀則可
也、全不依產出不產出也、

右円山和尚之評判也、
嫡々相承至今

現住瑞竜良準 授与愚謙
(印)

(石川県永光寺所蔵)

男子母腹中高也、女子母腹平也、懷妊内有子方等閑
不向、無子方向也、足無方脚先出也、
懷妊子知男女一夏
父母子三人年合重女子半男也、子祀一年子者一、
二年子祀二也、亦先六十四置父母子加年、先弘二十五次、
十五宛弘残筭木知重半而男女也、亦先七十五置加母季、二
年子者弘二十五宛、一年子者十三宛弘捨残重半而知門



孩兒出胎母子別難符也、書此符當口、破地獄咒、光明真言、
不動咒、念佛、皆七返宛唱吹懸可入棺中也、何出胎合有
心得、出生符也、明字放格別也、

貞享五年（一六八八）仲秋廿八日

崇禪現住春宅叟

附与宅峰法第

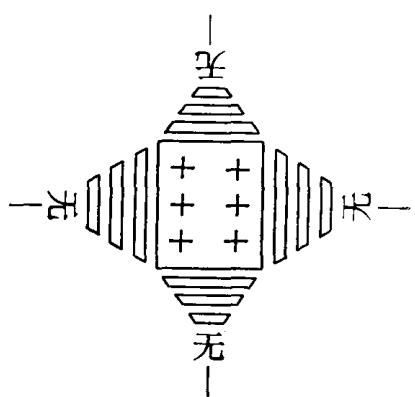
(石川県永光寺所蔵)

從陰受生者、万生者皆向陰產、從陽受體類皆向陽產、大
地住類人初皆低子生、少仰難得產也、不知之而云
難產也、虛空括生類陽火精也、故鳥抔首作下子產也、不
下產也、女子胎內而寄右、母背而向外居也、男子寄母
左、方、母前而向内居也、故女子父愛念、男子母愛念也、

（端裏）母子別服之切紙并図
(ママ)

如是モ書、二様在リ、

此点ヲ点眼共云
四方ノ体也



私云、産セズシテ子母ノ胎内ニテ死タルヲ、知識ノ是ヲ請取テ
引導スルワ仏祖相伝之一大事也、亦口伝云、死人左ノ耳辺倚
テ十仏名ヲ密ニ三返唱テ耳裡エ吹入ル也、其後チニ位牌ヲ子ト
二ツ書棺内エ入ル也、亦髮ヲソル時、躍踏之心得在ル也、
右懷妊メ死シタルニ、此符ヲ書メ穴ニ敷ク也、中十字天廿八
宿地三六禽合八々六十四卦也、六十字ニ四方ヲ添テ六十四也、
私云、六十四卦ヲ扱テミレバ無位也、則大極已前也、亦其子男
女ヲ知ルハ、懷妊而其ノ年ノ中ニ産ムハ一ツ也、月ヲ來年ニ
越シテ産レバ二ツ也、亦父ノ年ト母ノ年ヲ子年ヲ合テ半ナレバ
男子、丁ナレバ女子可^レ知、爰^レ以テ童子共童女共名ヲ付ベシ、
此外口伝トハ、髮ヲソル時、倚様ニ死人ノ腰骨ヲ闡カニ躍踏ス
ル也、時キ子産ン出也、

亦男女ヲ知ルハ、先ヅ七十五ト於テ女ノ季ヲ加エテ一年子ナレ
バ十五扱イ、一年子ナレバ十三ト扱イ捨テ、半ナレバ男子、
重ナレバ女子ト知ルベシ、

永平開山大和尚為後鑑記之、其ヨリ代々伝授來到今舜喜、
亡靈授戒之偈云、但以衆法合^レ成此身、此身起時唯法起、
此身滅時法亦滅、此法起時不^レ言我起^レ、此法滅時不^レ言
我滅^レ、前念後念々々不^レ相對、前法後法後法不^レ相對、三返唱
也、可秘々々、

于時寛永拾四年（一六五七）卯月吉辰 天牛（花押）

（愛知県西明寺所藏）

これらの切紙は、江戸期の碩学面山瑞方（一六八三）⁽¹⁾一七六九）により、『洞上室内断紙揃非私記』の中で、

女子別腹断紙

面山謂、是断紙本就陰陽家符呪之説、附会仏法而製也、仏法中本無僧家就戸骸施受之義、況有ト占死女胎中男子女子、義哉、雖懷胎而未分娩則一人耳、断紙謂導師一踢戸骸、則生子、我謂一踢令死婦転機、皆是妄作妄案也、勿用、

度懷胎亡者断紙

面山謂、是亦陰陽家之符呪加妄案、作円相添未移寸步

越河沙、驀然踏著自家底語書之、令含死骸口中云、或折指東桃枝打棺一下、震威一喝、戸骸在棺中產子云、皆是外道作業、非釈子之所作也、從代語者起而惑亂後世無智者不少、可附揃非、

（『曹全』室中、一〇六頁）

とされ、「陰陽家符呪之説」の故に揃非に附すべきものであるとして否定排斥されるように、ここに用いられているさまざまな符呪（陀羅尼や護符）は、修驗道の切紙などにも頻出するもので、もとより宗義の伝承とは無縁のものである。「急々如律令」の語なども、中國漢代以来、律令に明示された事項を下達する際の語で、これがやがて國家権力そのものを象徴し、しかも呪力的意味があると見なされて道教に取り込まれ、日本でもすでに奈良朝の陰陽家達によつて用いられていたことも指摘されている。⁽⁵⁾

なお「別腹」関係の切紙で、子供の性別を判断する呪術的方法が存したことが知られるが、愛知県西明寺所蔵の無標題の切紙に、

母死月事、天ノ念ニ、地卅六、女年數十二空等、閏年八十五入ルニ、一年ハ一ツ、二年ハ二ツ也、○右払等更、三四十二、三五十五、三六十八、三七廿一、三八廿四、三九廿七、引残而木一ツ在ルワ男、二ツ有ルワ女、一ツモ無ワ死ル也、

片死月

三十九卅五年三十七四十三正月十四廿六三十一三十四二月十五廿一廿七三十三三十九四十九三月十六廿二廿八三十四四十二四月十七廿三廿九卅五四十一四十七五月十八廿四三十三十六四十月十二四十八六月、

右此外閏月前同、此年人ワ此月當テ諸夏惡也、

朔拜

というものがある。「諸夏惡」とする以外、これが何を判断するための記述なのか具体的に明示できないが、今後の検討の素材として紹介呈示しておきたい。

中世社会で広く行われていた民俗観念を基盤とする民間信仰的諸儀礼が、曹洞宗教団が全国的展開を見る過程で宗門の儀礼として取り込まれる際、その呪術的儀礼の意味を宗旨として換骨脱胎して禅宗儀礼にしてしまうという事例はしばし

ば見られるところである。しかし、胎中死亡の胎児の性別を判断する儀礼に関しては、「中峰和尚作、産女切紙⁽⁶⁾」以外、殆んどが民俗儀礼そのままの援用に終始していることが知られる。

三 陰陽五行説関係切紙

日本中世の陰陽道の思想的根拠は、もちろん中国成立の「陰陽五行説」にあって、切紙資料におけるこの種の傾向は必ずしも陰陽道からの援用とばかり言い切れないものがあり、特に易の説と合わせてこれを宗旨として建立する方法は、中國禪宗以来のものであるが、しかしこれらを援用した切紙は、やはり純粹な易学より抽出採用されたものとばかり言えないと点があり、やはり陰陽道家の手を経てもたらされたと考えられるものが多く存する。ここではそれらを中国思想の直接の援用か、それとも中世陰陽道からの演繹的派生産物であるかについて弁別することはせず、陽陰五行説や易学の影響下に成立したものとして、一括して紹介することにしたい。

まず、此岸や彼岸を表現する禅語に「這辺」「那辺」という語があり、これは門参の整理にも用いられる概念となるが、これを「陰陽」の概念で整理しようした切紙がある。石川県永光寺所蔵、江戸初期筆、伝授者不明のもので、次のようなものである。

(端裏) 這那之參

(三宝印) 這那二字ヲ云エ、学云、天地ノ先ニ先タルガ那テ走、這ヲ、学云、天地ノ後後タル父ガ這デ走、師云、二字ヲ一位ニ云エ、学云、合面睡著、師云、其ヨニ根本サタワ有ルマジイガ何トテ根本トハ云タゾ、学云、此時陰陽が和合シテ阿浮疊ヨリ体ヲ得、伽羅藍ヨリ形ヲ得テ走、師云、怎麼時如何、学云、總在此中、

円、師云、圓ナルワ何物ゾ、学云、良久、師云、何タル時節今時エワ出タゾ、学云、両手展開、師云、怎麼時如何、学云、打筋斗出去、師云、著語ヲ、学云、両脚踏天、師云、ソコデワ何分タゾ、学云、未分デ走、師云、未分處ヨリ何ト分タゾ、学云、地水火風空ト分テ走、師云、証拏ヲ、学云、眼耳鼻舌心意ト六識ヲ持シテ走、師云、句ヲ、学云、眼横鼻直誰無分、師云、受用シ羊ヲ、学云、眼ニワ●受用走、師云、句ヲ、出遊三昧門、師云、耳ニハ何受用タゾ、学云、●受用走、師云、句ヲ、入三微幽玄底、師云、鼻ニワ何受用シタゾ、学云、○ト受用シテ走、師云、何トテ、学○相ラナス、師云、句ヲ、学、突岡難辨、師云、恁麼時如何、学云、自有二馨香^{セイキヤウ}滿^{マツ}天地、師云、舌、何ト受用シタゾ、学云、●ト受用ノ走、師云、什麼トテ物ヲ名付スカ、学云、心花ヲ勵走、師云、何トテ名付タゾ、学云、柳綠花紅、師云、身ト意トニシハ何ト受用シタゾ、学云、

●ト受用ノ走、師云、何トテ、学云、君臣合道走、師云、承當ヲ、学云、五軀ヲ得テノ畢竟ヲ、学云、陰陽矢ニ当テ走、師云、句ヲ、学云、公道世間只白髮、貴人頭上曾不饒、師云、其

句ヲ説破セヨ、学云、只死ダンシテ、追デ、走ヨ、以上卅位、

（石川県永光寺所蔵）

「大魔境」の切紙である。たとえば神奈川県香林寺所蔵、寛永十五年（一六三八）、最乗寺報恩院長円所伝の「宗門大魔之血脉」は、次のようなものである。

また、仏見法見に滯つてゐる心境を魔境と見なし、これを

も跳脱しなければならないとされるのが宗門口伝の仏道修行

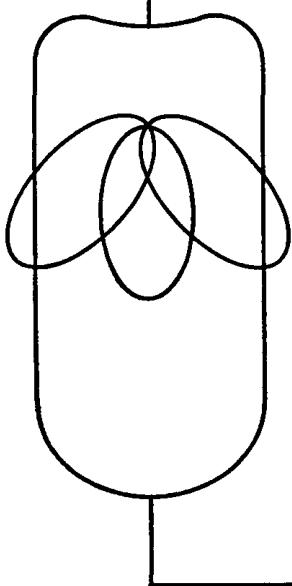
とされ、これを五位説と関連させながら示そうとしたのが

○天ハ小陽也
地ハ小陰也

△大●

釈迦牟尼仏勃陀勃地

△魔○



（端裏）宗門大魔之血脉

△大魔之境者宗門第一大事也、

釈迦達磨ノ頂上ニ腰ヲカクルガ方也、大ヲ拳頭ト云、
拳頭ヲ兼中倒ト云、開ケバ兼中至也、兼中至ハ魔境
也、兼中到ハ方也、
道元在判
從天童如淨永平道元和尚流伝也、

△正中偏心万法此ノ円相ヲ其儘相続ス、以心伝心、師資根本之
相也、

△偏中正万法此ノ円相ヲ四時遷変、順逆春生夏繁秋紅葉、冬

霜雪フル也、
△正中來物此ノ円相ヲ物々ノ上デ大自在三昧、喫茶喫飯廻

△兼中至(佛)此ノ円相ワ、以前三ケノ円相ヲ打破ス、泯絶、

塵不_レ立_レ、即_チ魔境也、招宝七郎大權現手ヲ、急度面上

覆蓋_レ一見処魔境也、

△兼中到●此ノ円相ヲ大ト号故ニ、此図本来面目、正当未生已

前ノ形相也、諸仏之本源、衆生之命脈也、

△一陽也、天也、二陰也、地也、上下和合而虚空也、

△仏界ハ入り易ク、魔界ハ入難イト云ハ、唱中功作修行ヨ、程

ニ易イソ、サテ、魔界ト云ワ修行ニソマヌ本州人ヨ、仏道修行

ノ沙汰ハ無イゾ、亦タ南泉ノ家モ此ノトヨ、王老御ニ修行ノ沙

汰ハ無イゾ、処ガ魔界ヨ、此ヲ知兀平常ト云ゾ、兀ハヅルホツ

ショ、本知ノ更也、サテ修行ハ枝葉ヨ、洞上ノ魔界ハ、三世歴

代平脚ガ至ラズ、眼ノ及バヌ処ヨ、客ノ去来ノ無イコソ到ノ一

位ヨ、亦タ何ントテ偏正ノ方ハ明易イナレバ、偏正ノ二字ハ、

正ハ高ケレ共偏ニツレタ呈ニ、明メ易イゾ、亦魔界_{カイ}説ハ弁ジ、

ドノ衲僧モ跡ヲ絶シタゾ、△済家ノ魔界ト云ワ、白色無能ノ肌

ニ落付クガ魔界ヨ、仏祖ノ眼見ガ及バヌソ、呈ニ仏界ノ沙汰ハ

無イゾ、

月江問_ニ無極和尚、仏界ヲバ何ント心得申走ズ、極云、ヤミノ

夜ニ灯ピヲトボシテ見サシ、弁処ハ仏界ヨ、亦吹キケシテ見サ

シ、魔界ニ方処ハ在ルマイゾ、△句云、仏界高如_レ山、魔界高_レ如_レ無_ダ数量、

仏祖正伝嫡々相承上足一人計

△一派之尊宿從伝教授者也、

千時寛永拾五戌寅年（一六三八）極月吉辰

報恩現住長円（花押）

（神奈川県香林寺所蔵）

ここでは陰・陽を、「大」と「魔」、さらには「仏界」と「魔界」に配して、差別世界と平等世界の相のありようとしで呈示したものと思われるが、陰陽説との必然的な関係は必ずしも明確ではない。

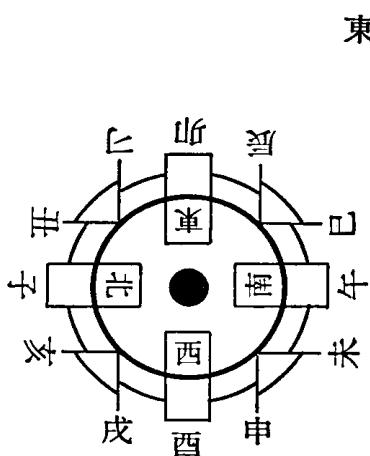
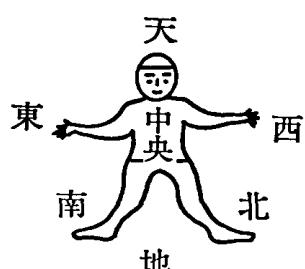
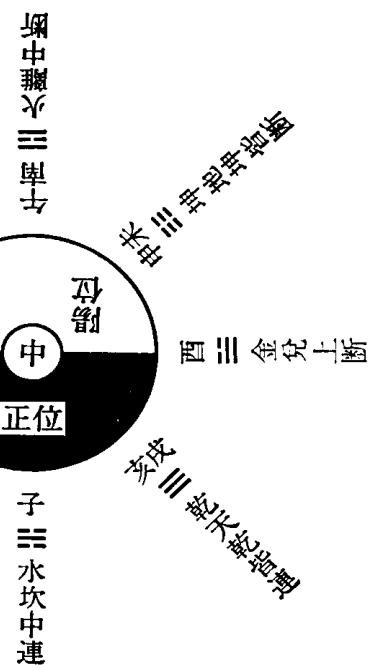
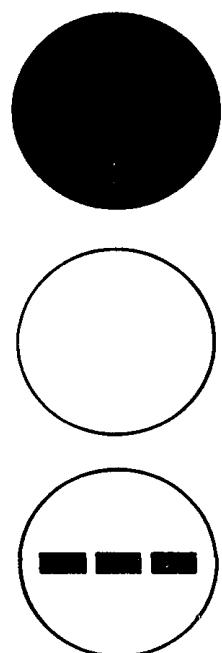
次に、禪の伝承には悟境を意味する象徴的な言葉として、趙州従諗の「狗子無仏性」に由来する「無」の措定があり、その「無」をめぐる諸観念は、元來趙州が意図した趣旨である「仏性の有無」という次元を離れて、眞の実在や真理を象徴的に意味する言葉として用いられるに至った。ここで以下に紹介する「無之切紙」「無之図」「無之注脚」の三種の切紙は、いづれも愛知県西明寺所蔵、寛永九年（一六三二）、同寺九世鉄山天牛（？一六三四）所伝のもので、三通は一連の切紙であり、内容は、世界生成の根源的状況を無極と見なし、それが差別相へと展開する構造を易の八卦の説なども駆使して示そうとしたもので、ここではすでに趙州の語としての「無」の原義は捨象されている。その内容は、恐らく宋学の祖ともされる北宋の周茂叔（敦頤、一〇一七～七三）の『太極図説』などを下敷にしていると思われるが、その明示は無く、八卦

八方などを通して、世界の根源としての「無」と、個人の根源としての「心月」の同一性を語ろうとするものである。

(端裏) 無之切紙 三之内

天童如淨禪師ヨリ道元参得

(端裏) 無之図 三之内



天童如淨禪師ヨリ道元和尚流伝也。
于時寛永九壬申年霜月吉日良辰

于時寛永九壬申年 (一六三二) 霜月吉日良辰

天牛 (花押)

天牛 (花押)

(端裏) 無之注却 三通内

無之注却「」

無●無極ノ処妙處也、爰ハ未ダ空劫ノ沙汰無ク、大極トモ未
知処ヘ、爰ヲ洞上デハ那夏トモ云イ、空劫已前トモ云タズ、大
極已前ニ此話無也、○大極処諸仏本源也、未天地ノ沙汰無ク、
空々寂ノ処ヘ、是レ即チ済下本位向上也、生得、自レ是上ハ雖
無沙汰、曹洞門下デハ諸禪流為目藏已前空劫ヲサマヘニ
弄ズルヘ、偏正五位時、大極ノ処ヲ一易ト云テ、正中來ノ図ヲ
二儀ト云説モ走カ、ナゼ——バ、到図ハ●是ヘ、大極図ハ○是
ヘ、正中來ノ図ハ●是レ、委シハ參ノ可レ知者ヘ、雖然、正中
來ノ図ヲ一易ト可レ謂ヘ、○一易ノ処自己ノ空共云イ、万夏含
藏ノ処共云タズ、中ノ黒物ヲ洞才共ニ可レ号レ主ヘ、万法種ヘ、
陰儀陽光目前夏、自レ是露發スルヘ、此主ヲ妙法蓮花経ノ五字
ニテ委悉スル則ベ、心月共可レ謂、然レバ妙法ト云ハ肝要ノ一
法ノ夏、此ノ本心夏也、出レバ妙一字ニ目ヲ付ヨ、妙ハヘンニ
ヲ書フ、猶面白ゾ、少キ者ヲバ陽ニモ沙汰ス可キゾ、妙字ハ陰
陽一致ニシテ真トニ無差別、釈迦不説達磨默旨ヘ、妙ノ字則
本無也、祖門下デ妙覺無位、主人ト云モ此ノ旨ヘ、法ハ万法
ヘ、万ハ万夏ヘ、万夏ハ人天畜生山河大地草木叢林ヘ、法ハ法
度ヘ、法度ハ柳緑、法度ヲ花ナ紅イニ讓ラズ、花ハ「」ナ
緑リニ讓ラザルヘ、時不乱法度ヘ、如レ是云処デ法度スル「
」八葉蓮花アリ、此ノ上ニ在ニ一月、謂ニ之心月ヘ、祖門デ

「」共、向上本有、如來共、如々仏共云ヘ、真ニ不立文字教
外別伝心「」ヲ本仏本祖本来人真人不侶底、人共云ヘ、二
儀ノ処目前ト云ヘ、天地陰陽ノ二ツヘ、四像トハ、東西南北
ヘ、是ヲ人間ニ合スル則ベ、四平脚ヘ、亦四苦ニモ可レ見カ、亦
八卦トハ東西南北ニ四ノ角ヲ添テ八方ヘ、則是ハ八相ニ表ス、
亦八苦ヘ、是ニ天地ヲ添エテ十方ヘ、十方則チ一円ヘ、天地一
円人間ノ体ヘ、天円ヲ、故ニ頭円ルシ、地形ハ方ナル故ニ、兩
脚ヲフミソロエレバ、四角ヘ、脚跟即方ヘ、十方即一無、亦天
地人ノ三ツニ取ル則ンバ、心三点ヘ、過現未三ツヘ、天ハ〇是
ヘ、地ハ〇是ヘ、人ハ●是ヘ、即チ一致ナレバ、○是ヘ、天ハ陽
デ父ヘ、地ハ陰デ母ヘ、人ハ陰陽ニ不レ落中、一字ヘ、是レ即彼
ノ心月ヘ、先ヅ天地開闢シテ數十劫ヲ過テ、雖未人出現、摩
醯修羅虛空ヲ呼ソデ過、其声エ即チ阿呼ノ二音ヘ、彼「」混
ジテ女トナリ、陽混ジテ男トナルト云々、亦○此図サエ沙汰ヲ
絶シ、乾坤「」タ、此●図真ニ紙筆舌端ニ不レ及処ヘ、洞
才共ニ無極処真、巴鼻セラレザル間ダ、大極ノ処デ沙汰スルヘ、
一易処ヨリ二儀四像八卦分ヘ、其レヨリ以来八々六十四卦ニ分
ヘ、六十四卦ヲ分破シテ一万歳ヘ、是ヲ万法ト云ヘ、五千四
十余卷、羅ノ葉ニ書スル処ヘ、万法ノ主トハ此ノ本無ト云イ、彼
ノ心月トハ五尺ノ境界中ノ主人、名耳在テ無形者ヘ、全羅ノ
葉ノ書文ニ不レ破棄旨ヘ、一字不説是ヘ、亦無一字委察レバ、
打頭ノ点●是ヘ、□□東西南北ヘ、四ノ角ヘ、如レ是見レバ、
万法ハ從無出、亦万夏無ニ皈スルヘ、+天地同根万物一脉ニ

メ、一円空ヘ、世尊悟道被成テ、有情非情同時成道ト被仰テヨリ以来タ、諸尊師諸禪流、或ハ悟道投機發明杯ト云モ、此ノ無ノ字、彼ノ心月ヲ契当ヘ、洞才共ニ名ミヲ喚ビ替ヘタルトヘ、或ハ諸禪刹皆ナ家珍宝家ノ肝要、家一主人ナドト云フモ、名コソ替レ、此ノ無ノ一字、彼心月ヘ、有情ト者ハ、人天畜生蟲動含灵蝦蟇蚯蚓ヘ、非情トハ無イヨリ情者、山河大地草木叢林ヘ、明星現ズル時キ、忽然大悟、此ノ儀参可レ知、余永々發ヲハアレ共、十方即人間ノ体ト云タル間、末ヘテ説示スルヘ、專要也、

「南無阿弥陀仏トハ、地水火風空ヘ、先ヅ花嚴經デハ作三南字、經デハ作無字、法幢經デハ作三阿字、般若經デハ作三弥字、法花阿嚴經デハ作陀字、出スヘ、涅槃經デハ五字五輪ノ外、「」人、如是見ル則、バ五輪五体ノ表相也、仏ハ彼ノ心月ヘ、地水火風空ハ四大五蘊」「」然ル間ダ、念仏ヲ真実ニ読誦セバ、仏一代説經、五千四十余卷ヲ余サズ読誦ヘ、然ルヲ何人力錯テ禪行ニ含仏無キト云ヘ、サレバ達磨大師ハ廿八代目雖レ為三尊師、五千四余卷此教意ヲ能ク見抜イテ、彼仏ノ一字ヲ悟テ、直指人心見性成仏、即心是仏ト陶リ給也、此ノ儀トハ、仏ケ一代ノ説經、目前字皆ナ比喩ヘ、彼心月ニ至テハ不説ヘ、磨和尚ハ爰ヲ能ク察メ教意ノ数エフハ、マコトニ活法ヨリ見レバ何デモナイコトダゾト契当ヘ、真トニ拔苦ナレドモ、教意ハ紙筆作業、口返ノフヨ、舌端ニ述ル間ダハ、皆ナ是レ總ニ忘知忘相ヨ、彼ノ心月本無活法ハ、書セントスルニ筆頭ガスクミ、述ントスルニ舌端ガスクムヘ、爰ニ至テハ、不説不可説、不思議ニシテ言量ノ外ヘ、磨

五行説の援用による切紙の例としては、五輪塔を五行・五

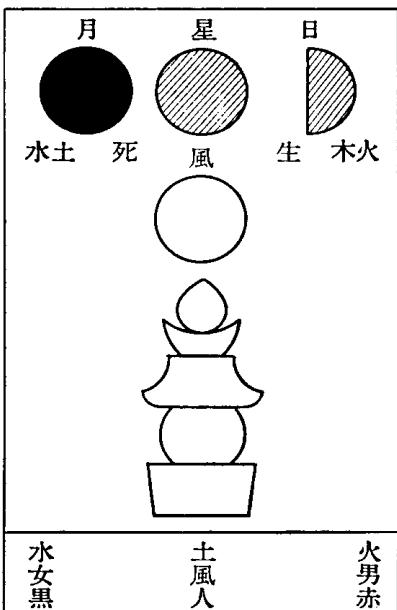
和尚ヨリ此方タ如レ是契当被成タル尊師ノ口返ヲ云ニ、未得処、學者悪ク心得テ念佛無ト云フ真ニ鵠鵠人ノ語ヲ学ブガ如ク、口ニ云テモ心ニ会セヌゾ、乍レ去、雖レ為末世僥季、彼心月ニ投機者在ラバ最モ可ヘ、此ノ旨契当セズンバ不可、号ニ宗門、大善知識、教意ト祖意トノ諦訛ヲ好ク可者ヘ、毫釐不差天地縣隔ヘ、折角大夏々々、亦南ハ南デ火ヘ、陽ヘ、無ハ北デ水ヘ、陰ヘ、阿ハ東デ木ヘ、陽ヘ、弥ハ西デ金ヘ、陰ヘ、陀ハ中央デ黄色ヘ、土人、仏ハ彼ノ心月ヘ、君臣不知ヘ、住處無キ時キ万法ノ種ヘ、是レ即チ人門「」聞トナル、水ハ境界中ノ湿イ日汗鼻汁ルトナルヘ、火ハ皮肉作後ヘ、風ハ出息入息ヘ、空ハ彼ノ心月五尺中主人ヘ、辺際ナリ処ヲ空ト云ヘ、ナゼ「」住處ガ走、真トニ前仏後仏モ不可説ノ旨ヘ、真ニ是レ雖レ似作三綠□、八卦ノ沙汰、東西南北天地十方ヲ五体ニ合セテ委ク明カサンガ為ニ、詳ニ注スルヘ、是即チ一千七百則公案ニ匹適ヘ、但シ相應シタフヘ、五位ノ沙汰此ノ説ヲ以テ可レ知者ノヘ、未得ノ禪流此ノ旨契当セバ、真ニ為諸仏諸祖、法恩是矣、未得処ノ者ヲ為引導、重々筆力畢、他見ニ於テハ妙理断絶ヨ、大夏ヘ、
于時寛永九年霜月吉日良辰
匹適一ハ往ヘ樂ヘ亦從ヘ
天牛（花押）
(愛知県西明寺所蔵)

色・五大・方位・季節等に約して示そうとする一連の切紙の存在が知られる。まず、五輪塔の基礎的形体を示したものとして、石川県永光寺所蔵、寛永八年（一六三二）久外春良所伝の卵形図がある。

(端裏) 卵形図

仙祖正伝卯形四

正法眼藏 仏心宗秘伝



永平開山希元大和尚御在判

寛永八年（一六三一）七月重改書之

洞谷吞良（花押）

(石川県永光寺所蔵)

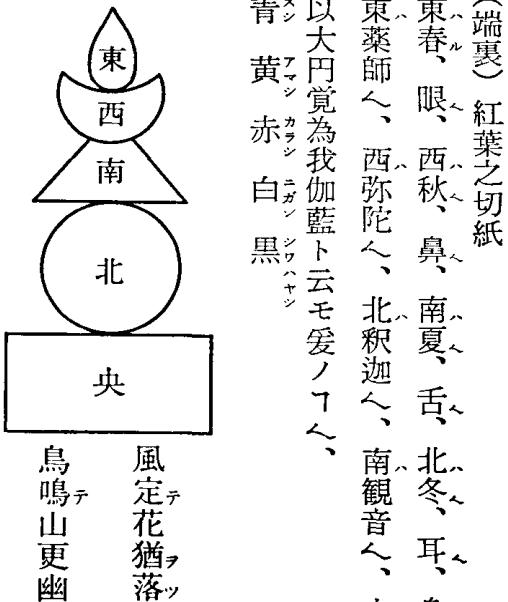
「卵形」とは僧の墓塔の形体としての「卵塔」「無縫塔」の意であろうが、五輪塔とは本来は別物である。その五輪塔の

(端裏) 五位五輪之図

脾 臟	三 巳 辰 東 卯 丑 三 三	未 申 酉 戌 亥 子 南 午 大 日 北 子	土 甘 土 用 戊 口	脾 土 胃 肝 腎 膀胱 大腸 小腸 肺 心 火 苦 夏 丙 丁 火 赤 火 苦 夏 丙 丁 火 午 三 心 音 觀 音 火 羅 火 色 黃 火 色 黃 盤 水 昆 水 色 盤	脾 土 胃 肝 腎 膀胱 大腸 小腸 肺 心 火 苦 夏 丙 丁 火 午 三 心 音 觀 音 火 羅 火 色 黃 火 色 黃 盤 水 昆 水 色 盤
一 越 調	地 阿 土 一 越 調	黃 土 色 體			

五輪を、五臟・五仏・五季（四季に土用）・五味・十二支・卦・五位（正偏・君臣）・五行等に配して一覧にしたものが、次に紹介する、神奈川県香林寺所蔵、寛永十三年（一六三六）是尊所伝の「五位五輪之図」で、次のようなものである。

○君向臣	辰在卦春	父母德雨	卯	刁 卯
○臣向君	兌在卦酉	易初省	申 西	
○賓中賓	午心赤	櫻宮離	巳 午	
●根頓未分	在卦火	坎土在卦与云	亥子丑未	
○賓主共失却不黑不白不有不無人境俱奪未也黑色也水也北方也	三兼中到	月写三宮老	辰戌卦	
散在巽卦也	中央正中来	三未土水二德坤	卦在	
●虛空歲	沙汰之地	三裏當乾	三裏當乾	
三華賢一片		卦在	卦在	
良在卦		三聖壽山	三聖壽山	
々神		三裏當乾	三裏當乾	



此図者諸仏出身之処、空劫已前本来形々、爰ヨリ出テ爰ニ皈スル々、始末一位々、虛空三世ノ体々、利益同一体々、亦対座一面、天地同根万物一体、三界唯一心々、一円相ヲ作ス更、有情非情同時成道ト救イナサレタモ爰ノ々々、亦知識引道ヲ作スモ爰ニ居ノノ義々、一円ノ時キ地獄モ天童モ我鬼モ貴モ賤モ無キヘ、畢竟以心伝心、一心一円与可ニ心得、

是尊九拜
林寺所藏)

(神奈川県香林寺所蔵)

此ノ心者、展ル則ンバ沙界ニ普ク、縮ル則ンバ方寸ノ内ニ有ル人、可ニ秘密ニ

寛永十三丙子年初夏二十九日

(印)

內二有兒人可二秘密

普ク、縮ル則^{シテ}方寸

付是尊老納

(神奈川県香林寺所蔵)

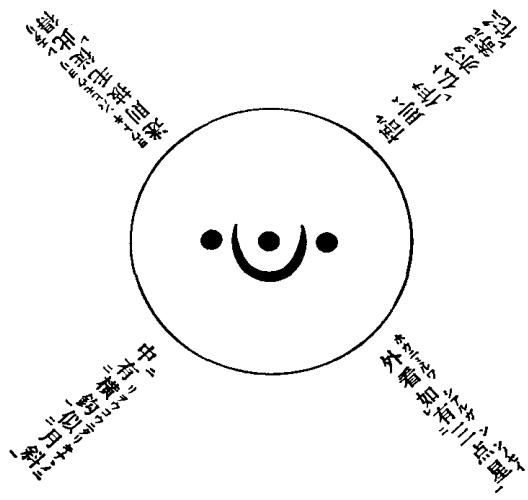
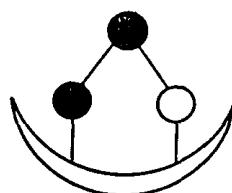
これをさらにコンパクトにまとめたものが、次に紹介する、同寺所蔵、同師所伝の「紅葉之切紙」で、次のようなものである。

以上に示された五行・五大等の諸要素を表にまとめると、

次のようになる。

五大	方位	季節	五根	五行	五色	五味
地	中央	土用	身	土	黄	アマシ
水	北	春	耳	水	シワハヤシ	
火	南	秋	舌	火	ニガシ	
風	東	夏	鼻	木	カラシ	
空	西	冬	眼	金	スシ	

こうした現象世界の諸要素ともいべき事物を、何を意図して一紙の上に掲載しなければならないのかという課題が次に出てくるが、要はこうした差別世界の諸相も一心（本源、仏、心月等と表現される）に帰一するということを示そうとするに外ならない。次に掲げるやはり香林寺所蔵、元和九年（一六二三）長円所伝の「三星図」も、多即一の論理を示そうとする切紙であることは間違いない。



從天童如淨老伝与而道元和今到
于時元和九年（一六二三）正月初七日

禪林普濟一派大丈也

主長円（花押）

（神奈川県香林寺所蔵）

（端裏）三星図也 主長円
先三点之星トワ。是也、横鉤トワ。是也、黒ニニハ心柱也、三
四ノ句ワ牛馬ト成ツテ角ヲ戴皮毛ヲ披テ出テタワ此ノ心ノ迷ニ
倚テ也、亦仏ト成テ心ヲ悟ル故エ、是畢竟外ヨリ得ラレヌゾ、
心ハ○是也、悟内也、迷ハ外也、是ヲ三明星図共、亦悟心ノ図
共モ云ナリ、

「三星」とは「參星」のことであるが、これは別に「心星」とも呼ばれ、披毛戴角の差別相として出ているとしても、一旦悟れば一心に帰する意である。

四 「鵠」関係切紙

修驗道の切紙にもしばしば見られ、陰陽道と密教の習合から成立し、これから採取されて墓石や塔婆等の頭に書されるようになつたと思われる呪符的文字に「鵠（うはきゅう）」がある。その字は「鳥」「八」「臼」の合字とされ、「破地獄呪」から取られて口誦されるようになったもので、墮地獄の果より逃れることができるという。その由来は、新潟県顯聖寺所蔵、享保十五年（一七三〇）大光所伝の「鵠之字大冥」によれば、

とあり、口訣である西明寺所蔵の「鵠字切紙」には、

（端裏）×鵠之字大冥

鵠字之冥

鵠 烏八臼之三字也、咒曰、唵佐羅努瑟布羅野娑婆訶、

八臼烏字者、余時仏告帝釈言、俱博自生不作一善、唯可見人間之骸所、帝釈則來見人間生死、兩方去一里有卒都婆、其中此根本真言、朽卒都婆、真言地上墮在、其文一字隨風繫俱博体上、余時帝釈販來奇異、八地獄移毎地獄、如是遂成不受苦、余時俱博并諸罪人皆共具足三十二相、円滿八十種好、一時成蓮台藏世界諸仏菩薩、

私云、祇園精舍而御說法時、幡之文也、○鵠之字註意、先八点定惠二儀也、下白万法總持体也、斷不善根、真実般若儀也、

亦烏三菩提體也、常住無為空寂行恒沙仏像之義也、然間書彼鵠字、散山川江海、則所触走獸飛禽蟲類蠻蟻蚊蛇蝦蟆蚯蚓等悉脫互唼食之苦、速得入身體、後生安樂國、若在人聞此陀羅尼、書寫者、所有業性消滅、云云、
△或說曰、九白婆羅門之墳上日夜燒時、從此鵠字吹掛不燒、以此因縁、卒都婆上書此一字、是今亡靈成仏也、云云、

右嫡々相承而到吾愚門今附授大光

亨保拾五戌（一七三〇）七月初一日

（新潟県顯聖寺所蔵）

（端裏）○鵠字

鵠字切紙

鵠 古老伝云、烏是三界唯一心、八臼是三世不可得、偈曰、偶

々落屍上妙度、陸沈、奇哉一字何只千金、

嫡々相承至今、

唵薩羅夜多悉鵠

頓悟成仏真言曰、

布羅野娑婆訶

（愛知県西明寺所蔵）

とあり、同じく西明寺所蔵の「塔婆参」には、

〔塔婆参〕

塔婆之参 以^ハ筆○卍鵠此之字ヲ指而一息座禪、
師云、其心、代、息心他心体無二、拶、畢竟句ヲ、代、草木國
土悉皆成仏、
塚ノ焼ルニワ、塔婆ヲ書而座禪ヲ作ス、

于時寛永十四年(一六三七)卯月吉辰

(愛知県西明寺所蔵)

五 おわりに

受容してさらに積極的意味付けをして多用し、儀礼の充実を期して今日に至っていることは事実であるが、宗教的社会的機能の多様性を探る上からは格好の研究対象であるといふとも一面では間違いない。それを無理に宗旨にすりよせてきた経緯については批判的に見ていかなければならないが、禅宗相伝資料全体の中に位置付けて検討する意味は大きいと思われる。

とある。「鵠」に関する伝承は、もとより荒唐無稽なものであり、その口訣なるものについても、やはり面山が、

鳥八臼断紙

面山謂、此断紙作円相中書鵠字、音義古来未審、故名鳥
八臼、口訣云、鳥三界唯心、八臼三世不可得、皆不知此字由
來者之妄說也、此断紙可附揅非、別有考義、

(『曹全』室中、一一〇〇頁)

としてその由来の不確かさを批判する。確かにこの日本で作られたと見られる字の由来は不明であり、ある時期に作り出されたものがそのまま伝承され、曹洞宗教団に於てもこれを

以上「吉凶・ト占」の関係の切紙について、これまでで紹介済みのものも改めて併せ掲げてみた。易や陰陽五行説の援用による宗旨の敷衍は石頭希遷の『參同契』や洞山良价の『宝鏡三昧歌』、及びその解釈に古くから見られるところで目新しいものではない。また、本稿で取り上げた切紙の内容は、かなり強引で殆んど牽強附会と言つてもよいもので、禅の伝統という立場を堅持する限りはおよそ受け容れ難い側面のみが目につく。しかし一方、文化の定着という立場から見直すなら、新たな禅の伝統の創造ということも言えそうな気がする。そこではある意味で現実を無制限に肯定する立場が是認された結果、今日にまで継続して機能している社会的差別を容認する立場に立つ議論に与する教学を構築したかもしれない危惧が残る。歴史的に形成されたそうした教学的基

盤がもし存するとしたら、これは今後その解消なり軌道修正の作業に着手すること、あるいは時に全否定の立場を明らかにしなければならないことに陥るかもしれないが、そのためにも今後は、より確かな資料の発見による資料集の作成の一 段階としたい。

今回も各項目について、その由来を明かし充分な検討を加える準備もないまま資料の紹介に終つたが、全体的な検討については今後の課題としておきたい。

◇

今回の稿をもつて二十三回にわたり連載してきた「中世曹洞宗切紙の分類試論」を終ることになった。最初に予定していた分類項目に添つた資料の紹介がほぼ済んだためである。しかし、改めて振り返つてみて、二十三回の連載に漏れて手元に残つた切紙の多さに驚いている。いずれその分類項目の妥当性も含めて、どの項目かに挿入可能か、それとも新しく項目を立てるかは思案中である。

さらに、それは切紙資料の性格を考える上で最も重要な事柄に属するが、頭初、切紙資料は儀礼指南書的項目が多く、また事実現存する点数についてもそのことは充分言えると考えていたが、途中より「門参」や「密参録」をはじめとする「禅宗相伝書」の一部を構成する資料であるという認識を新たにしたところから、従来の見方を大きく修正しなければな

らない重大な性格付けの変更を迫られるに至つた。このことによつて、大幅な書き直しが迫られる部分も続出するに至つた。もちろん従来の稿のまま使える部分も大半ではあるが、いずれ全面的な改稿の約束をして、ひとまず本稿の連載を打ち切ることにしたい。

(1) 拙稿「中世曹洞宗切紙の分類試論(一)竜泰寺寺所蔵『仏家一大事夜話』についてー」(『駒沢大学仏教学部論集』第十四号一九八三年十月)所収。

(2) 村山修一『日本陰陽道史総説』(一九八一年四月、塙書房刊)、中村璋八『日本陰陽道書の研究』(一九八五年二月、汲古書店刊)、中村璋八「陰陽道の史的発展」(酒井忠夫等編『日本・中国の宗教文化の研究』一九九一年九月、平河出版社刊)所収、外参照。

(3) 前掲、中村璋八『日本陰陽道書の研究』二五四頁。

(4) 拙稿「中世曹洞宗切紙の分類試論(九)追善・送葬供養関係を中心として(中)ー」(『駒沢大学仏学部研究紀要』第四十五号、一九八七年三月)。

(5) 村山修一前掲『日本陰陽道史総説』一九九頁、酒井忠夫

(6) 拙稿「中國宗教文化(特に符呪文化)の日本への伝播と受容」(同氏等編、前掲『日本・中国の宗教文化の研究』)所収。杉本俊龍『洞上室内切紙并参詣研究』(一九三八年七月、滴禅会刊)一〇二頁、久保常晴「鳥八臼の研究」(『仏教学考古学』所収等参照)。